

別紙一覧表1・・・過去に規制の見直しが実施されたものについてその効果を検証したもの(網掛け部分が平成20年度に検証した部分です。)

平成16年度実施分

1 効果あり 2 効果なし 3 その他

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し結果(又は経過)	規制の見直しの効果		所属
				記号	効果の概要	
1	成田空港関係の融資の実績報告	千葉県成田国際空港関係者生活安定資金貸付規則	規則第18条で規定する取扱金融機関からの四半期ごとの融資の実績報告を年度中1回の報告とした(改正済)。	1	実績報告を年度中1回の報告としたことによって、県と取扱金融機関の事務処理に要する時間を短縮することができた。	総合企画部 空港地域振興課
2	老人居宅生活支援事業の開始・変更の届出、老人デイサービスセンター等の設置・事業変更の届出	老人福祉法施行細則	県で介護保険の事業者指定を受ける場合は、17年度から添付書類不要(老人介護支援センター設置・変更の場合は、従来どおり書類添付)	1	平成19年度に提出のあった老人福祉法第14条及び第15条の2の届出は合計709件である。そのうち、553件(約78%)が添付書類不要となり、行政にとっては、事務処理に要する時間が短縮した。また、事業者についても、提出書類が少なくなり、事務量及び経費等が減少した。	健康福祉部 高齢者福祉課
3	生活衛生関係営業融資借入申込に係る知事推薦書(国民生活金融公庫の一般貸付を借入れる際、県生活衛生営業指導センターに県知事の推薦書交付願を申請し、推薦書の交付を受け公庫に貸付申込をしている。)	環境衛生金融公庫の設立について(昭和42年10月7日環衛第7125号厚生省環境衛生局長通知)	知事推薦書の交付事務は、厚生労働省通知に基づくものであり、内容が形骸化していること及び当該事務が法令に基づくものではないことから、公庫ではなく厚生労働省に対し、全国環境衛生・廃棄物関係課長会を通じ、11年度以降毎年度、事務の廃止を要望している。	3	国に対して、知事推薦書の交付事務の廃止を要望しているが、未だ廃止されていない。	健康福祉部 衛生指導課
4	産業廃棄物の収集・運搬業者申請について、県への直接申請と処理期間の短縮(社)千葉県産業廃棄物協会を経由して申請するが、処理期間が協会が1ヶ月、その後60日かかる。)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物の収集・運搬業の許可業務では、申請書の内容の審査よりも、申請者に対する法律の説明、申請書の書き方や申請する際に必要な添付書類の説明、業務に必要な基礎知識の説明・相談等に多くの時間が費やされる。このため、申請者の利便性向上や処理期間の短縮を実現するために、事前に申請書の書き方や必要な添付書類について説明・相談を無料で行う業務を産業廃棄物協会に委託している。この相談業務により、県に限られた職員で直接説明・相談を行った場合よりも、処理期間が短縮されているが、相談員数に比べ相談の件数が多くなったため、相談員の増員を行った。	1	(社)千葉県産業廃棄物協会での処理については、平成17年度から相談員を1名増員し、3名で相談業務を行っているため、現在では1週間前後で相談の予約ができている。また、予約時間の希望がなければ、翌日でも可能な状況である。1ヶ月を要していた(社)千葉県産業廃棄物協会での処理期間は、概ね1週間以内に短縮された。	環境生活部 廃棄物指導課
5	貸金業登録簿の閲覧	千葉県貸金業者登録簿閲覧規則	知事の承認を廃止し、閲覧表の記載のみとする(16年度実施)。	1	知事の承認を廃止したことにより、迅速な閲覧が可能となった。	環境生活部 県民生活課

別紙一覧表1・・・過去に規制の見直しを実施されたものについてその効果を検証したもの(網掛け部分が平成20年度に検証した部分です。)

平成16年度実施分

1効果あり 2効果なし 3その他

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し結果(又は経過)	規制の見直しの効果		所属
				記号	効果の概要	
6	中小企業支援(施設の処分等の承認)	千葉県中小企業高度化資金貸付規則	施設の処分等について重要な変更を行おうとするとき以外は承認の対象外とした(平成17年4月1日改正)。	1	重要な変更以外の承認を対象外としたため、中小企業側にとっても県側にとっても事務が軽減された。	商工労働部 経営支援課
7	火薬類の製造施設又は火薬庫の完成の届出	千葉県火薬類取締法施行細則	届出廃止済	1	火薬類の製造施設又は火薬庫に係る事業者は、完成の届出が不要となり、届出書類の作成・提出する必要がなくなったため、負担が軽減されるとともに、当該届出を受理し、事務処理を行ってきた県の負担も、年間数件(2~3件)ではあるが軽減された。	商工労働部 保安課
8	建設業許可証明書の発行事務	建設業許可証明事務取扱要綱	各センター長及び事務所長は、県内全域の知事許可業者に係る証明書の発行を可能とし、16年9月1日から施行した。	1	発行件数には年度により増減があるものの、発行申請者にとって利便性が高まった。	県土整備部 建設・不動産業課
9	宅地建物取引業免許の変更届(従業者名簿については、従来変更が生じる度に提出させていた。)	千葉県宅地建物取引業法施行細則	宅建業法では、従業者名簿について10年間の保存が義務付けられていることから、5年毎の免許の更新時に従業者名簿を提出させることとし、16年7月1日から施行した。	1	業者の届出事務の負担が軽減された。	県土整備部 建設・不動産業課
10	宅地建物取引業免許の廃業届等	千葉県宅地建物取引業法施行細則	営業保証金取戻し公告済の届けについて、官報を添付することを廃止し、官報の写しを添付することとし、16年7月1日から施行した。	1	業者の届出事務の負担が軽減された。	県土整備部 建設・不動産業課
11	海岸等利用の促進(海岸・浜辺利用における諸手続の一元化・簡素化)	海岸法、千葉県海岸管理規則	千葉県海岸管理規則の改正(H17.4.1施行)により手続の一元化・簡素化を実施し、各種申請の添付書類の削減を図った。	1	県民が提出する書類を簡略化したことにより、県民にとって利用しやすいシステムとなった。	県土整備部 河川環境課
12	港湾管理(許可の更新)	港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等の規制に関する規則	添付図書のうち「許可指令書」の写しは前回更新時の写しのみとし、それ以前の許可指令書の写し、若しくは、過去の許可履歴の一覧表の提出を不要とした(16年度~)。	1	許可履歴の一覧表の提出を不要とすることで、許可の更新申請書類の削減につながり、事務の簡素化につながった。	県土整備部 港湾課
13	公園利用の促進(都市公園等における施設(野外ステージ、駐車場等)の午後5時以降の利用制限の緩和)	公園施設管理運営基準	野外ステージ、体育館、夜間照明付き庭球場等夜間利用できる施設がある場合の駐車場については、午後5時以降も利用可能である(ただし、柏の葉公園野外ステージは、夜間照明がないため夜間利用はできない。)	1	平成18年度から指定管理者制度を導入後、指定管理者の自主事業の中で、公園施設の利用時間の延長を実施することにより、利用者サービスの向上に効果が出ている。	県土整備部 公園緑地課

別紙一覧表1・・・過去に規制の見直しが実施されたものについてその効果を検証したもの(網掛け部分が平成20年度に検証した部分です。)

平成16年度実施分

1効果あり 2効果なし 3その他

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し結果(又は経過)	規制の見直しの効果		所属
				記号	効果の概要	
14	固定資産等の使用及び貸付(使用・貸付許可等の申請)	千葉県企業庁固定資産等管理規程	規程別表第4に掲げる物件(電柱・管類等)を設置する場合、内容に変更がない期間更新の申請については、図面等の添付は不要とした(17年度～)。	1	行政資産の使用許可案件で、地下埋設管(東電、NTT、水道、ガス等)は図面が多くなるが、更新申請時の図面添付を不要としたことで、事務の簡素化を図ることができた。	企業庁財務課
15	屋外広告物法及び千葉県屋外広告物条例に基づく事務引継書(不法広告物に対する指導や撤去の事務を引継ぐ際に許可台帳の引継ぎのみであったため、撤去後の保管期間等が県内で統一されていない。)	千葉県屋外広告物条例及び同施行規則	平成16年6月の屋外広告物法の一部改正により、略式代執行又は簡易除却した違反広告物に係る保管・売却等の手続が整備された。 これに伴い、千葉県屋外広告物条例及び同施行規則に関連規定を追加するため平成16年12月10日に条例等の一部を改正し手続を定めた。	1	違反広告物の保管期間等に関する手続を条例等の一部改正で県内統一的に定めたことにより、市町村の事務処理において、事業者に対して統一した対応がとれるようになった。	県土整備部公園緑地課